

## 担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の後納の承認
例 規 名 根 拠 条 項	村田町公民館管理規則 第5条
例 規 番 号	平成3年教育委員会規則第9号

## 【基準】

第5条の規定による。

(使用料の納入)

第5条 使用料は、使用しようとする日前2日までに納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認める場合は、使用料後納申請書(様式第2号)による申請に基づき、使用しようとする日から7日以内の期限を指定して使用料の後納を認めることができる。

標準処理期間 3日

備考

<b>設 定 年 月 日</b>
------------------